

永瀬発電所ほか2発電所の電力売却に係る公募型プロポーザル募集要領

令和6年7月

1 趣旨

本要領は、高知県公営企業局（以下「企業局」という。）が所有する永瀬発電所ほか2発電所の電力売却に係る契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）をプロポーザル方式により選定するための要領について定めたものである。

2 契約概要

(1) 件名

永瀬発電所ほか2発電所の電力売却

(2) 内容

別添の「永瀬発電所ほか2発電所の電力売却に係る仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

(4) 電力受給期間

令和7年4月1日0時から令和10年3月31日24時までの3年間

3 提案を求める項目

(1) 買取価格

買受人が電力の供給を受ける（以下「電力受給」という。）単価。

(2) 料金体系

基本料金・従量料金で構成する2部料金制採用の有無及びその割合。

(3) 地域貢献

県内での地域貢献に資する取り組み。

(4) 環境価値

企業局の水力発電による環境価値の有効活用の取り組み。

(5) 企業局施設への電力の供給（以下「電力需給」という。）

買受人は、「鏡川工業用水道送水ポンプ場ほか2箇所で使用する電力仕様書」及び「永瀬発電所ほか2箇所で使用する電力仕様書」（以下あわせて「電力需給仕様書」という。）に示す企業局施設へ次の条件で電力需給単価を提案する。

ア 対象設備

電力需給仕様書のとおりとする。

イ 料金体系

基本料金と電力量料金との2部料金制とし、その他は提案内容を参考とする。

ウ 電力需給期間

電力受給期間と同期間とする。

エ 予定使用電力量等

予定使用電力量及び過去の使用電力量実績等については、電力需給仕様書のとおりとする。

オ 環境価値

電力需給においては、環境価値の付与は求めないものとする。

カ 電気料金の相殺

永瀬発電所ほか2箇所を使用する電力との相殺は行わない。電力受給と電力需給それぞれで精算を行うものとする。

キ 電力需給に関する契約の締結

(ア) 買受人は、電力受給契約の締結後、企業局と電力需給に関する契約の手続き（以下「電力需給契約手続き」という。）を行うものとする。

(イ) 買受人は、電力需給契約手続きにおいてあらためて、電力需給対象施設ごとの各月の基本料金及び電力量料金の見積単価（以下「見積価格」という。）を提出するものとする。なお、見積価格は、本公募において買受人が様式3別紙2-1から2-6により提案した各月の基本料金及び電力量料金の単価（以下「提案価格」という。）を超えないものとする。

(ウ) 電力需給契約手続きにおいて、企業局は本公募で買受人が提示する提案価格に予定数量を乗じて算出した合計額の範囲内で予定価格を定める。見積価格に予定数量を乗じて算出した合計額が予定価格を超えた場合は、企業局は現契約を継続し買受人と電力需給契約を締結しない場合がある。

電力需給契約を締結したうえで、企業局から契約更改等の申し出がない場合、同一条件で翌年度以降も継続されるものとする。

4 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札または指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること。

なお、新たに競争入札参加資格者登録に申請する際には、競争入札参加資格申請書第1号様式の欄外（高知県電子申請サービスで申込する場合は、手続き申込：申込の9備考欄）に、ホームページ掲載日、事業名及び審査結果通知日について朱書きで記載する必要がある。

また、登録は通常申請日の翌々月1日になるため留意すること。

(4) 高知県物品購入等関係指名停止要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

(6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

(7) これまでに、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第31条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったため、同法第34条第4項に基づき、国からその事業者名を公表された者でないこと。

(8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き又は会社更生法平成14年法律第154号）の規定による更生手続きをしていないこと。

- (9) 法人税、消費税及び高知県に納税義務を有する場合は県税に未納がないこと。
- (10) 令和4年度及び令和5年度において、電力販売実績が平均予定売却電力量の165,599,000キロワット時以上であること。
- (11) 高知県内における電力販売実績を有していること。
- (12) 県内に本店、支店又は営業所がある、もしくは電力受給開始時までには設置予定であること。
- (13) 複数の者が共同で参加する（以下、「共同参加」という。）場合は、共同参加の代表者をあらかじめ定めておくこと。また、代表者は上記の(10)を除くすべての条件を、代表者以外は上記(3)(10)を除くすべての条件を満たしておくこととし、(10)の条件は共同で満たすこと。

5 参加申込書の提出

(1) 提出方法

持参又は郵送により提出することとし、郵送の場合は書留とすること。なお、持参の場合は、閉庁日を除き午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）の間に提出すること。

(2) 提出先

〒780-0850

高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県公営企業局 電気工水課

(3) 提出期限

令和6年8月26日（月）午後5時まで

(4) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書、受付日前3ヵ月以内に発行されたもの）

ウ 会社パンフレット等買受人の概要のわかる書類

エ 小売電気事業の登録を証する書類

オ 令和4年度及び令和5年度の電力販売実績を証する書類

カ 納税証明書（受付日前3ヵ月以内に発行されたもの）

(5) 提出部数

各1部（ウ、オについては副本8部を追加すること。）

ただし、共同参加の場合は、全参加者分を提出すること。

(6) 参加資格通知

参加資格の有無を令和6年9月2日（月）までに書面により通知する。

なお、参加資格を有すると通知を受けた者（以下「参加資格者」という。）には、次の資料を提示するものとする。

ア 令和5年度の時間帯別送電電力量実績30分値（永瀬、吉野、杉田）

イ 系統連系受電サービス料金等（発電側課金）の詳細

ウ 企業局の容量確保契約額（令和7年度から令和9年度まで）（希望者）

(7) 参加辞退

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式4）を令和6年9月18日（水）午後5時までに、(2)に提出すること。

6 質問及び回答

(1) 募集要領及び参加申込に関する質問

ア 提出期限 令和6年8月8日(木)午後5時まで

イ 回答予定 令和6年8月19日(月)

(2) 提案書の作成に関する質問

ア 提出期限 8月28日(水)

イ 回答予定 9月5日(木)

(3) 提出方法

質問書(様式2)により電子メール又はFAXで行うものとし、送信後、必ず電話で受信の確認を行うこと。

(4) 提出先

高知県公営企業局 電気工水課

電子メール: 610301@ken.pref.kochi.lg.jp

TEL: 088-821-4920

FAX: 088-821-4626

(5) 回答方法

(1) の質問に対する回答は、回答期日までにホームページで公開する。

(2) の質問に対する回答は、回答期日までにすべての参加資格者に電子メールにて連絡する。

(6) その他

ア 期限を過ぎて提出された質問については回答しない。

イ (2) について参加資格者とならなかった者からの質問には回答しない。

7 提案書等の提出

(1) 提出方法

持参又は郵送により提出することとし、郵送の場合は書留とすること。

なお、持参の場合は、閉庁日を除き午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)の間に提出すること。

(2) 提出先

〒780-0850

高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県公営企業局 電気工水課

(3) 提出書類

ア 提案書及び附表(様式3)

イ 財務諸表を証する書類(直近2か年分)

(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)

ウ 中長期の経営計画の概略がわかるもの

エ その他証明書類

(4) 提出期限

令和6年10月2日(水)午後5時まで

(5) 提出部数

9部(正本1部、副本8部)。ただし、共同参加の場合、様式3以外は、全参加者分を記載し提出すること。(提案書に添付する書類を含む)

(6) その他

- ア 提案書は参加者1案件とし、複数提案は認めない。
- イ 提案書について、企業局から参加者へ事前に質問を行う場合がある。

8 プレゼンテーション

(1) 日時 (予定)

令和6年10月15日(火)及び10月16日(水) (予定)
午前10時から正午、午後2時から午後4時

(2) 場所

高知本町ビル5階(高知県高知市本町5丁目2-17) (予定)

(3) 時間

1事業者あたり30分程度(説明20分、質疑10分)

(4) 内容

- ア 原則、提出した提案書により行うこと。ただし、パソコンやモニターの使用は、提案書と同じ内容に限り認める。
- イ プレゼンテーションに参加する人数は5名以内とする。
- ウ 質疑に関する回答のための追加資料については、配布を認めるが、それ以外の場合の追加資料は認めない。
- エ 災害等により予定どおり実施できない場合は、日程の変更をすることがある。また、状況によりリモートによる開催とする場合がある。その場合においても、プレゼンテーションに使用する資料は提出した資料とすること。

9 審査及び審査基準等

- (1) 参加者の提案の審査は、非公開とする。
- (2) 審査基準は、別記による。
- (3) 審査結果については、令和6年10月25日(金)までに全参加者に書面で通知するものとする。
- (4) 参加者が提案する買取価格が、県が設定する最低購入単価(非公表)未満の場合は失格とする。また、「地域貢献・環境価値の活用」及び「経営の安定性」の評価点がそれぞれ5割に満たない場合は失格とする。

10 候補者

審査の結果、最高得点となった者を候補者とする。

11 問い合わせ先

〒780-0850

高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県公営企業局 電気工水課 経営戦略担当

電子メール: 610301@ken.pref.kochi.lg.jp

TEL: 088-821-4920

FAX: 088-821-4626

12 日程（予定）

- (1) プロポーザル募集要領等の公表 令和6年7月31日(水)
(参加申込書、質問受付開始)
- (2) 質問提出期限（募集） 令和6年8月8日（木）
- (3) 質問に対する回答（募集） 令和6年8月19日（月）
- (4) 参加申込書提出期限 令和6年8月26日（月）
- (5) 質問提出期限（提案書） 令和6年8月28日（水）
- (6) 参加資格通知 令和6年9月2日（月）
- (7) 質問に対する回答（提案書） 令和6年9月5日（木）
- (8) 提案書提出期限 令和6年10月2日（水）
- (9) プレゼンテーション 令和6年10月15日（火）及び16日（水）（予定）
- (10) 審査結果通知 令和6年10月25日（金）（予定）

13 その他

- (1) 参加者が企業局に提出した書類（以下「提出書類」という。）の作成及び提出、プレゼンテーション参加等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しないものとする。
- (3) 提出期限後の書類の再提出及び差し替えは原則認めない。ただし、記述誤り等で審査に影響が無い部分については、企業局が修正を認める場合がある。
- (4) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属するものとする。ただし、第三者から開示請求があった場合、高知県情報公開条例（平成2年3月26日条例第1号）により取り扱いを決定する。また、記載内容の開示の可否については、参加者に対し意見を求めることがある。
- (5) 共同参加の場合は、全構成員と連名で契約することとし、代表者及び共同参加者は契約内容について共同連帯し履行すること。

別記

審査基準

評価項目	評価の内容	点数
買取価格 ※企業局が設定する最低購入単価（非公開）を下回った場合は失格とする。	1 キロワット時当たりの購入単価（税抜） $\frac{\text{購入単価}-\text{最低購入単価 [非公表]}}{\text{最高購入単価}-\text{最低購入単価 [非公表]}} \times 50$ ※購入単価が最も高い者を 50 点とする 最高購入単価：全参加者の提案した購入単価のうち最高額	50
料金体系	基本料金・従量料金で構成する 2 部料金制採用の有無及びその割合	10
地域貢献・環境価値の有効活用	（１）県内での地域貢献に資する提案（県の施策に沿った事業者に対する割安な料金プラン等【参考：高知家応援でんき】又は同等の効果が見込める新たな取組）はあるか。 （２）企業局の水力発電による環境価値を活用した県内企業のCO ₂ 削減の取組を後押しする提案（CO ₂ フリープラン等【参考：高知家応援でんき】又は同等の効果が見込める新たな取組）はあるか。 （３）その他地域貢献又は環境価値の有効活用を期待できる取組はあるか。	15
企業局施設への電力需給	・企業局施設（工業用水道 3 施設、発電所 3 施設）への現契約より安価な電力需給提案の有無及びその安価さ。	5
経営の安定性	・経営状況は健全か。 ・十分な資金力があるか。 ・安定的な経営をおこなっているか。 ・成長性はあるか。	20
合計		100